

## **SUB 税理士法改正で会計士協会が反論**

- 「税理士法に関する改正要望書」に会計士協会が反論
- 朝食懇談会の日程が決まりました
- 「経営力強化保証制度」の受付が始まりました。

### ◆ 「税理士法に関する改正要望書」に会計士協会が反論

日本公認会計士協会は、11日付で税理士法第3条第1項第4号の改正に反対するとともに公認会計士の資格で税理士の業務ができるよう措置することを求める「会長所感」をホームページ上で公表しました。

日税連が9月26日理事会決定、翌27日国税庁に提出しました「税理士法に関する改正要望書」への反論です。

「会長所感」はこちらから↓

[http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa\\_pr/news/files/kaicho-shokan-20121011.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/files/kaicho-shokan-20121011.pdf)

### ◆ 朝食懇談会の日程が決まりました。

テーマ：平成25年度税制改正について

民主党 11月13日 8：30～ 於・衆議院第一議員会館 B1 大会議室

自民党 11月20日 8：30～ 於・自民党本部9F 会議室

### ◆ 「経営力強化保証制度」の受付が始まりました。

中小企業支援法の施行に伴い、「経営力強化保証制度」が創設され、10月1日から受付が始まりました。

この制度は、中小企業が税理士等の外部の専門家の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に信用保証協会が保証料を減免する制度です。

「経営力強化保証制度」の概要はこちらから↓

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/0926HosyouKyouka.htm>

以上、ご参考までにお知らせします。

東京税政連 事務局